

石川県工業試験場の競争的研究資金等による研究実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、石川県工業試験場（以下、「工業試験場」という。）における、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人、財団法人等の審査を経て交付される研究資金を受けて行う研究の実施について、必要な手続等を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事する工業試験場職員は、以下のとおりである。

部長、所長、担当部長、副部長、室長、主任研究員、研究主幹、専門研究員、研究員、主任技師、技師

2 研究計画調書の取りまとめは企画指導部、経理等の事務は管理部総務課が担当する。

(応募手続)

第3条 工業試験場職員が、研究代表者として競争的研究資金等を受けて行う研究に応募しようとするとき、またはこれを受けて行う研究に研究分担者として参画しようとするときは、あらかじめ工業試験場長（以下、「場長」という。）に競争的研究資金等に係る応募届（様式1）を提出するものとする。

2 場長は、前項の応募届を受理したときは、県の施策や工業試験場の研究業務との整合性を勘案して、当該研究を職務として行わせるか否かを決定するものとする。

3 場長は、前項の規定により職務として研究を行わせることと決定したときは、当該職員に対して競争的研究資金等を受けて行う研究に応募し、又は競争的研究資金等を受けて行う研究に研究分担者として参画することを命ずるものとする。

(採択後の手続)

第4条 研究代表者又は研究分担者として競争的研究資金等を受けて行う研究が採択されたときは、速やかに場長に報告しなければならない。

2 前項の採択決定後から競争的研究資金等を受けて行う研究の開始前までに、研究代表者、研究分担者及び事務担当者は競争的研究資金等に係る誓約書（様式2）を場長に提出するものとする。

3 研究代表者及び研究分担者は、毎年度末に当該競争的研究資金等に係る実績報告を場長に行うものとする。

(研究の実施)

第5条 競争的研究資金等による研究を行う場合は、工業試験場の活動として実施するものとする。

(研究成果の取扱)

第6条 研究者は、前条における競争的研究資金等により行った研究については、当該研究

の研究成果について場長の了承を得て公表することができる。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

- 2 研究者は、前項における研究成果のもととなった研究ノート、数値データ、画像等といった研究データを、公表等から10年間保存することとし、開示の必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示しなければならない。

(知的所有権等の取扱)

第7条 競争的研究資金等により行う研究により得られた知的所有権の取扱いについては、石川県職員勤務発明等に関する規程(昭和52年石川県訓令第12号)の定めるところによるものとする。

(研究報告の義務)

第8条 競争的研究資金等による研究を行う研究者は、文部科学省及び競争的研究資金等の審査を行った機関において定めている規程等及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを場長に提出するものとする。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

この規程は、平成30年9月3日から施行する。